### 特集1 中東から変わる世界

# 一月二五日革命」後のエジプト政治と

### ムスリム同胞団

横田貴之

#### はじめに

不の耳目が集まっている。 こ○一一年二月一一日、約三○年間にわたってエジプトの 「一月二五日革命」と呼ばれる。政権崩壊後は、全権を掌 「一月二五日革命」と呼ばれる。政権崩壊後は、全権を掌 「一月二五日革命」と呼ばれる。政権崩壊後は、全権を掌 握した軍最高評議会の下で暫定統治が行われている。現 握した軍最高評議会の下で暫定統治が行われている。現 とび移管に向けて、二○一一年一一~一二月に人民議 を選挙、二○一二年にシューラー(諮問)議会選挙と大統 会選挙が予定されており、依然としてエジプトの行方に世 界の耳目が集まっている。

運動、そしてそれに呼応した「普通」の国民が大きな注目 変が、そしてそれに呼応した「普通」の国民が大きな注目 変が、そしてそれに呼応した「普通」の国民が大きな注目 運動、そしてそれに呼応した「普通」の国民が大きな注目 変が、そしてそれに呼応し、「一月二五日革命」が 大のイスラーム主義運動ムスリム同胞団(Jamīya al-たという点があげられる(酒井二〇一一:四〇一四五)。 たという点があげられる(酒井二〇一一:四〇一四五)が たという点があげられる(酒井二〇一一:四〇一四五)が でいてスラーム主義運動ムスリム同胞団(Jamīya al-たという点があげられる(酒井二〇一一:四〇一四五)が でいてスラーム主義運動ムスリム同胞団(Jamīya al-たという点があげられる(酒井二〇一一:四〇一四五)が であった。し 大のイスラーム主義運動ムスリム同胞団(Jamīya al-たという点があげられる(酒井二〇一一:四〇一四月)が であった。し であった。し

命」と呼ぶにふさわしいものであった。 部の政党・政治勢力に独占されたものではなく、「民衆革部の政党・政治勢力に独占されたものではなく、「民衆革部の政党・政治勢力に独占されたものではなく、「民衆革部の政党・政治勢力に独占されたものであった。

一方、政変後のエジプトでは、同胞団に大きな注目が集まっている。六月六日には、「自由公正党(Hizb al-Hurrīya wa al-'Adāla 英語表記は Freedom and Justice Party: FJP)」の結成認可が下り、同胞団は長年の宿願であった合法政党設立を達成することができた。現在、次期人民議会選挙での下JPの躍進が予想されるなど、同胞団は政変後のエジプト政治の主役の一つとなっており、その存在感は増しつつある。

立、④同胞団の社会活動、の四点から考察する。い。これは、管見のかぎりでは、同胞団自体に着目した分が、これは、管見のかぎりでは、同胞団自体に着目した分が、これは、管見のかぎりでは、同胞団自体に着目した分が

## - ムスリム同胞団の政変への対応

「四月六日運動」などの青年運動が呼びかけた一月二五「四月六日運動」などの青年運動が呼びかけた一月二五日の大規模デモの成功を端緒に、「反ムバーラク」を標榜日の大規模デモの成功を端緒に、「反ムバーラク」を標榜日の大規模デモの成功を端緒に、「反ムバーラク」を標榜日の大規模デモの成功を端緒に、「反ムバーラク」を標榜日の大規模デモの成功を端緒に、「反ムバーラク」を標榜日の大規模デモの成功を端緒に、「反ムバーラク」を標榜日の大規模デモの成功を端緒に、「反ムバーラク」を標榜日の大規模デモの成功を端緒に、「反ムバーラク」を標榜日の大規模デモの成功を端緒に、「反ムバーラク」を標榜日の大規模デモの成功を端緒に、「反ムバーラク・デモが対した。

明しつつも、組織単位での反ムバーラク・デモへの合流に政変の初期段階において、同胞団はデモ隊への共感を表

図る「分断型競合構造」を制度化してきた。 のいては、慎重な姿勢を崩さなかった。その理由の一つと ついては、慎重な姿勢を崩さなかった。その理由の一つと のいては、慎重な姿勢を崩さなかった。その理由の一つと のる「分断型競合構造」を制度化してきた状況をあ のことにより、反体制運動を分断して体制安定化・存続を のことにより、反体制運動を分断して体制安定化・存続を のことにより、反体制運動を分断して体制安定化・存続を のことにより、反体制運動を分断して体制安定化・存続を のことにより、反体制運動を分断して体制安定化・存続を のことにより、反体制運動を分断して体制安定化・存続を のことにより、反体制運動を分断してきた。

一種の共存関係にあったともいえよう。
一種の共存関係にあったともいえよう。
は主張しない」という暗黙の「ゲームのルール」に従うことにより、メンバーを無所属議員として人民議会に送り込むことが容認されるなど、限定的ながらも「政治領域」かってきた(横田 二○一○)。同胞団とムバーラク政権下で原則的するさん(横田 二○一○)。同胞団とムバーラク政権下で原則的

的には非合法であるが、エジプト社会では彼らの多様な社バーラク政権下でも合法的地位を得ていた。同胞団は政治細については後述するが、同胞団の社会活動の多くはム胞団が社会において広く展開する社会活動である。その詳胞団と政権の関係を考える上でさらに重要なのは、同同胞団と政権の関係を考える上でさらに重要なのは、同

一方、青年運動などが主導した反ムバーラクの抗議デモー方、青年運動などが主導した反ムバーラクの抗議デモー方、青年運動などが主導した反ムバーラクの抗議デモー方、青年運動などが主導した反ムバーラクの抗議デモ

ク政権打倒の意思を明らかにした。そこでは、NDP排除が成功し、政権打倒の声が急速に拡大するなかで、同胞団はエバーラー、軍の不介入方針などから、ムバーラク政権の存続に下、軍の不介入方針などから、ムバーラク政権の存続に民主党(NDP)本部の炎上、政権の治安維持機能の低民民主党(NDP)本部の炎上、政権の治安維持機能の低民民主党(NDP)本部の炎上、政権の治安維持機能の低民民主党(NDP)本部の炎上、政権の治安維持機能の低民民主党(NDP)本部の炎上、政権の治安維持機能の低民民主党(NDP)本部の表出、政権の治安を持続を表現した。そこでは、NDP排除力政権打倒の意思を明らかにした。そこでは、NDP排除力政権打倒の意思を明らかにした。そこでは、NDP排除力政権対例の意思を明らかにした。そこでは、NDP排除力政権対例の意思を明らかにした。そこでは、NDP排除力政権対例の意思を明らかに対した。

明確な表明へと踏み出したのであった。する旨が述べられ、それまでの慎重姿勢から、政権打倒のや移行政権樹立を求め、目標達成までは反政府デモを継続

反政府デモに合流した同胞団にとっては、ムバーラク大 反政府デモへの参加を強く訴えかけるなど精力的な活動を 反政府デモへの参加を強く訴えかけるなど精力的な活動を 展開した。この頃から、報道などで同胞団の名前が徐々に 展開した。この頃から、報道などで同胞団の名前が徐々に 展開した。この頃から、報道などで同胞団の名前が徐々に をい重要な課題となった。それゆえ、メンバーや支持者に とが重要な課題となった。それゆえ、メンバーや支持者に とが重要な課題となった。それゆえ、メンバーラク支持派が馬や ラクダでタハリール広場に突入し、反政府デモ隊と衝突し た際には、多くの同胞団メンバーがその襲撃に対抗したと いわれる(川上 二〇一一:二六一三〇)。

では、なぜ同胞団は抗議デモにおいて存在感が薄いという印象を持たれたのか。一連の反政府デモにおいて、同胞団はこれまでのようにイスラーム的な主張に批判的な者も多く、また後発の同胞団はデモの乗っ取りに対する警戒もあったため、同胞団はデモの分裂を回避するために自己主張を控えたと考えられる。デモにおける存在感の顕示ではなく、組織存続のために政権打倒が彼らの最重要の目標であったのである。反政府デモにおける存在感の顕示ではなく、組織存続のために政権打倒が彼らの最重要の目標であったのである。反政府デモが内部対立で失敗することは必ず避けなければならないと同胞団は考えたのではなかろうか。

成功したもいえよう。

「田一一日のムバーラク大統領辞任によって、今回の政の方に、同胞団は反政府デモへの参加・貢献により、政変後のエジプトにおける発言力の確保にも成功した。いわば、政を後のエジプトの対しな発言力の確保にも成功した。さら変は終結を迎え、また同胞団も組織存続に成功した。さらでは、同胞団は反政府デモへの参加・貢献によって、今回の政工月一一日のムバーラク大統領辞任によって、今回の政

#### Ⅱ 同胞団の現実主義路線

示す好例がある。 同胞団の現実主義路線も重要な要因の一つである。それを一月二五日革命以後の同胞団の政治的台頭を考える際、

約・合意を尊重する意向が公式ウェブサイト上に記載され、現実的なものであった。政変の早い段階で既存の条が生じていた。実際に、副最高指導者ラシャード・バイが生じていた。実際に、副最高指導者ラシャード・バイが生じていた。実際に、副最高指導者ラシャード・バイが生じていた。実際に、副最高指導者ラシャード・バイが生じていた。実際に、副最高指導者ラシャード・バイのなどの事態が見られた。しかし、同胞団はイスラエルのに置いていることは明らかであった。同胞団の台頭を念「イラン化」を懸念する発言をしたが、同胞団の台頭を念「イラン化」を懸念する意向が公式ウェブサイト上に記載され、現実的なものであった。

現実主義的な対応は、同胞団が政変後のエジプト政治で一 を通じて現実的な政治手法を身に付けている。今回の政変 議会議員としての活動や他の政党・政治勢力との折衝など する国内外の懸念を念頭に置いたものであろう。こうした でもあったと考えられる。また、同胞団は次の大統領選挙 なるであろうと当時見られていた軍部に対するメッセージ あった。昨今、 において、 「七○年代世代」の多くは政治活動に従事しており、人民 メンバーの多くが社会活動に従事しているのに対して、 の学生運動を経てから同胞団に参加した人々である。古参 とは、主に一九五○年代に生まれ、一九七○年代に大学で 「七○年代世代」メンバーの存在がある。「七○年代世代」 定の位置を占める上で不可欠のものであると考えられる。 ないと明らかにした。この発言は同胞団の政治的台頭に対 で候補者を擁立せず、 メッセージであるだけでなく、政変後に重要な政治主体に ものだと述べ、これに強く反対した。これは、対外的な た、「イラン型の宗教国家」はイスラームの教えに反する 同胞団の現実主義路線の背景には、近年台頭が著しい 和平条約について判断するのは同胞団ではなく国民で 同胞団幹部イサーム・イルヤーン('Iṣām al-'Iryān) 同胞団内で指導的な役割を果たしたのは彼らで 和平条約の存廃論議を事実上棚上げした。ま 同胞団では世代交代が徐々に進んでおり、 議会選挙でも過半数を占める意思は

> 張となっている。 悪となっている。 悪となっている。 「イスラーム的権威」と「民主主義制度」の両立を原 団では、シャリーアの全面的施行を主張する声は稀であ のでは、シャリーアの全面的施行を主張する声は稀であ 要求の減少にも表れていた(横田 二○一○)。現在の同胞 要求の減少にも表れていた(横田 二○一○)。現在の同胞

さまざまな機会・利益を同胞団にもたらすものでもあっ するためであった。また、全権を掌握する軍との協調は、 実施が全国的な組織ネットワークを持つ彼らに有利に作用 らが改正案に賛成の意を示した理由の一つは、早期の選挙 表明し、メンバーや支持者に対して賛成投票を促した。彼 作成された憲法改正案に対して、 政権期の強大な大統領権限の制限にあった。軍の影響下で国民投票が実施された。この改正案の主眼は、ムバーラク 協力姿勢を示した。三月一九日、憲法改正案の是非を問う ブヒー・サーレハ(Subhī Sālih)を送り込むなど積極的な 導で組織された憲法改正委員会へ、同胞団はメンバーのソ 移管を目指す行程表を示した。この直後、軍最高評議会主 改正、人民議会選挙、大統領選挙を経て六ヵ月以内に民政 軍最高評議会は、二月十三日の声明において、 権を掌握した軍最高評議会との協調関係の維持であろう。 人民議会・シューラー議会の解散を決定した。また、 政変後、同胞団の現実主義路線が如実に表れたのが、 同胞団はいち早く賛成を 憲法停止と 憲法

た。自由公正党の認可もその一つといえよう。

「第二革命」への同胞団の対応も、現実主義的な側面を示している。「第二革命」とは、政変後の民主化の進展が不十している。「第二革命」とは、政変後の民主化の進展が不十ものでもあった。これは、間接的に軍の暫定統治を批判するものでもあった。これは、間接的に軍の暫定統治を批判するものでもあった。これは、間接的に軍の暫定統治を批判するものでもあった。これに対して、同胞団執行部は、エジプものでもあった。これに対して、同胞団執行部は、エジプものでもあった。これに対して、同胞団執行部は、エジプものでもあった。これに対して、同胞団執行部は、エジプものでもあった。これに対して、同胞団執行部は、エジプものでもあった。これに対して、同胞団教行部は、エジプものでもあった。これに対して、同胞団教行部は、エジプものでもあった。これは、関係に関係に対している。

生じるような場合には、同胞団が軍部との協力関係を見直生じるような場合には、同胞団が軍部と国民との対立が関の選挙に臨みたいという意図も指摘できよう。「七〇年期の選挙に臨みたいという意図も指摘できよう。「七〇年期の選挙に臨みたいという意図も指摘できよう。「七〇年期の選挙に臨みたいという意図も指摘できよう。「七〇年期の選挙に臨みたいという意図も指摘できよう。「七〇年期の選挙に臨みたいという意図も指摘できよう。「七〇年期の選挙に臨みたいという意図も指摘できよう。「七〇年中である。 ではなく、現在の同胞団の政治的影響力を支える一因となっている。しかし、軍部が民政移管プロセスを先延ばしにする場合や、軍部と回路団が軍部との協力関係を見直

す可能性もありうる。

### 自由公正党(FJP)の設立

FJP設立も、政変後のエジプト政治における同胞団の長年のは、彼らが一九五四年以来置かれ続けてきた非合法状態のは、彼らが一九五四年以来置かれ続けてきた非合法状態のは、彼らが一九五四年以来置かれ続けてきた非合法状態立を許可することはなかった。歴代政権は、実質的な最大合法状態に置くことを基本政策としてきた。同胞団に政党合法状態に置くことを基本政策としてきた。同胞団に政党合法状態に置くことを基本政策としてきた。同胞団に政党局義であるため、これを許してこなかった。同胞団は非合法状態に起因する法的脆弱性を抱えることとなり、その活動の支障となっていた。非合法状態の解消は同胞団の長年の「宿願」であった。

にされた。党首にムハンマド・ムルスィー(Muḥammadにされた。党首にムハンマド・ムルスィー(Muḥammadにした。FJPの最終的な幹部人事は、四月二九~三〇が政党設立へ向けた最終準備段階に入ったことを明らかが政党設立へ向けた最終準備段階に入ったことを明らかにされた。党首にムハンマド・ムルスィー(Muḥammadにされた。党首にムハンマド・ムルスィー(Muḥammadにされた。党首に入った。

Mursī)、副党首にイルヤーン、事務局長にムハンマド・Mursī)、副党首にイルヤーン、事務局長にムハンマド・JPに加わった。なお、FJPは財政的・人事的に同胞団フィーク・ハビーブ(Rafiq Habīb)が第二副党首としてFフィーク・ハビーブ(Rafiq Habīb)が第二副党首としてFフィーク・ハビーブ(Rafiq Habīb)が第二副党首としてFフィーク・ハビーブ(Rafiq Habīb)が第二副党首としてFフィーク・ハビーブ(Rafiq Habīb)が第二副党首としてFフィーク・ハビーブ(Rafiq Habīb)が第二副党首としてFフィーク・ハビーブ(Rafiq Habīb)が第二副党首としてF

ていた。 なっており、そのなかには九百名以上の女性と九三名のコ 置されている政党委員会へ政党認可申請を提出した。エジ める憲法第二条に言及した上で、「エジプトはイスラーム 冒頭で述べている。そして、シャリーアを主要な法源と定 ある。FJP設立声明では、「高貴なるエジプト国民によ 統領職を男性ムスリムに限定する基本姿勢には変更はな た直後から、女性とコプト教徒の加入を認めると繰り返し プト教徒が含まれている。FJPは設立へ向けて動き出し 創ら 五月一八日、FJPは、カイロ市内の最高裁判所内に設 それが反映された結果ともいえよう。その一方で、大 国内外から非民主的であるとの批判が上がる可能性も 全土二七県から八八二一名がFJP創設メンバーと れ、勇敢なる軍によって守られた一月二五日革命の ハビーブの副党首就任や女性・コプト教徒の参加 国民の意思を実現するために設立されたと

> る。 構や軍部の役割の重視、腐敗対策の重要性などが掲げてい述べている。また、公正性を有する経済開発、アズハル機を準拠枠とする市民的国家(dawla madanīya)」であると

変後のエジプト政治においてさらに大きな影響力を有する 在感を無視することができない状況にある。六月二一日に おいて非常に大きな意味を持つ。NDPが解散状態にある 社会ネットワークに合法的に依拠して政治活動を行うこと ための会議を開催した。以前から強力な政治勢力であった 計一三の政党・政治勢力が人民議会選挙での協力・調整の スト党、ワサト党、変革のための国民運動(NAC)など しないためである。他の政党・政治勢力もこの同胞団の存 ができるようになった。これは、政変後のエジプト政治に あった。この結果、同胞団は、社会活動によって構築した およぶ宿願を達成した。 同胞団だが、FJPを設立し合法性を獲得したことで、 「政治領域」における活動の自由・権利を与えるもので 六月六日、FJPは正式認可を獲得し、同胞団は長年に FJPを中心に、新ワフド党、タガンムウ党、ナセリ 同胞団以外に全国規模の動員力を有する政党は存在 FJPの認可は同胞団に公的な

#### Ⅳ 同胞団の社会活動

政変後のエジプト政治で同胞団が台頭してきた三つの要動の存在を背景とするからこそ、すでに検討した三つの要動の存在を背景とするからこそ、すでに検討した三つの要動の存在を背景とするからこそ、すでに検討してきたこつの要力が効果的に機能しているといえよう。

門戸開放政策の進展に伴い、エジプト国民の間で貧富の差らさまざまな社会活動を行っていた。モスク・病院・学らさまざまな社会活動を行っていた(横田 二〇〇六:三七一三九)。ナセル政権によって一九五〇~六〇年代に激しの建設など多様な活動を行っていた(横田 二〇〇六:三七の建設など多様な活動を行っていた(横田 二〇〇六:三七の建設など多様な活動を行っていた(横田 二〇〇六:三七の建設など多様な活動を行っていた(横田 二〇〇六:三七の建設など多様な活動を行っていた(横田 二〇〇六:三七の建設など多様な活動を行っていた(横田 二〇〇六:三七十三九)。ナセル政権によって一九五〇~六〇年代に激しした。その際に活動の中心となったのは、社会活動であった。

目立っていた。
日立っていた。

期間で回復が可能であった。

期間で回復が可能であった。

期間で回復が可能であった。

知問で回復が可能であった。

知問で回復が可能であった。

知問で回復が可能であった。

如に、多角的に生存戦略を模

ない、同胞団は組織防衛のために、多角的に生存戦略を模

ない、同胞団は組織防衛のために、多角的に生存戦略を模

ないう戦略であった。

それに立脚して政治活動を推進すると

ながいう戦略である。

社会活動を通じて構築されたネットワークが堅固であれば、政治活動が弾圧を受けたとしても、短

期間で回復が可能であった。

は、イスラーム的な社会公正の実現を掲げ、市民の生活支の指導部は重複していた(横田二〇〇六:九一)。同胞団同胞団と関連社会活動組織は公式には別組織であるが、そ織の多くは、社会問題省に登録された合法組織であった。し、上述のように、同胞団メンバーが関与する社会活動組し、上述のように、同胞団メンバーが関与する社会活動組ムバーラク政権下、同胞団自体は非合法であった。しかムバーラク政権下、同胞団自体は非合法であった。しか

化させることが可能となっている。 化させることが可能となっている。 他でせることが可能となっている。現在、その社会ネットワークをFJPへの支持に転ている。現在、合法政党設立を達成した同胞団は、法的なでいる。現在、合法政党設立を達成した同胞団は、法的なでいる。現在、合法政党設立を達成した同胞団は、法的なでいる。現在、合法政党設立を達成した同胞団は、法的なでいる。現在、合法政党設立を達成した同胞団は、法的なで、その社会ネットワークをFJPへの支持に転びといる。

このような同胞団の動員力は、政変後のエジプト政治にこのような同胞団の動員力は、政変後のエジプト政治にこのような同胞団はメンバーを大統領選挙に立候補者として擁立することはない。そして、仮にメンバーが立候補したとしても、その者に対する支持をしない」、「人民議会へのとしても、その者に対する支持をしない」、「人民議会への立候補者擁立は全議席の四五~五〇%とする」と述べている。この声明は、同胞団の政治的台頭に対して高まりつつる。この声明は、同胞団の政治的台頭に対して高まりつつる。この声明は、同胞団の政治的自動は、政変後のエジプト政治にこのような同胞団の動員力は、政変後のエジプト政治にこのような同胞団の動員力は、政変後のエジプト政治に

願である政党設立を実現した上で、その基盤固めを進めた他の政治勢力との摩擦を起こすことなく、まずは長年の宿言や声明の背景には、エジプト国内で同胞団への警戒心やではFJPの躍進が確実視される状況にある。同胞団の発同胞団の強固な支持基盤を背景に、来たる人民議会選挙

方がよいと考えているのであろう。 を繰り返している。そのためにも、「一人勝ち」は避けたと繰り返している。そのためにも、「一人勝ち」は避けたいるのさまざまな政党・政治勢力との協力が不可欠であるを繰り返している。また、同胞団は、ムバーラク政いとの思惑が感じられる。また、同胞団は、ムバーラク政

#### おわりに

された社会的ネットワー にわたって行ってきた社会活動であり、それを通じて構築 三つの要因を効果的なものとしているのが、同胞団が長年 法状態をFJP設立によって克服できた。そして、これら 三に、これまでの同胞団の法的脆弱性の根源であった非合 の急速な政治状況の変化に対して、七〇年代世代が主導す 政府デモへの合流によって、政変後のエジプト政治におけ 伸張の要因は、 主体として活動することに成功している。 る現実主義路線を採用することで対応が可能となった。第 る「正統性」を担保することができた。第二に、政変前後 「一月二五日革命」後のエジプト政治における同胞団 同胞団は、政変初期には慎重姿勢を保ったものの、 同胞団は政変後のエジプト政治においても主要な政治 次のようにまとめることができよう。 クである。こうした諸要因を背景 反

勢の変化のなかで、引き続き注視をする必要がある。か否かは、今後の政治状況に対応できるか否かによるといた。とりわけ、今後、軍の暫定統治に対して国民的なえよう。とりわけ、今後、軍の暫定統治に対して国民的なえよう。とりわけ、今後、軍の暫定統治に対して国民的なえよう。とりわけ、今後、軍の暫定統治に対して国民的なる。

在のところ、執行部の下で同胞団は組織の統一を維持して を表明したため、同胞団から除名された。同胞団メンバー Abū al-Futūḥ)は執行部の意に反して大統領選挙への出馬 を抱くメンバーも多い。また、元指導局メンバーのアブ 名によるものであったことに対して、青年層を中心に不満 Nahda)」「エジプト潮流党(Hizb al-Tayyār al-Miṣrī)」「改 する者も多く、さらなる分派が生まれる可能性もある。現 ドゥルモネイム・アブー・フトゥーフ ('Abd al-Mun'im 革開発党(Hizb al-Islāḥ wa al-Tanmiya)」の四つに達して た政党は、「指導党 (Hizb al-Riyāda)」「復興党 (Hizb al-ない。本稿執筆現在、同胞団からの分派によって設立され とも起こりうるかもしれない。 のなかには、 いる。FJP人事が選挙ではなく、シューラー評議会の指 いるが、状況次第では組織内の また、同胞団の抱える内紛という問題も決して軽視でき 同胞団内の改革を急進的に要求する彼を支持 「体制変換」に迫られるこ

- 政権打倒を主張することはなかった。 同胞団は政治的自由化・民主化の要求を掲げつつも、明確な\*1 たとえば、二〇〇五年の民主化運動高揚期においても、
- 登録され、合法的に医療活動を行ってきた。医療協会は、一九七七年に社会問題省へ民間慈善団体として\*2 たとえば、同胞団メンバーが執行部を占めるイスラーム
- \*3 http://www.ikhwanonline.com/new/Article.aspx?ArtID=78573&SecID=0(二〇一一年六月二〇日)
- \*4 改正内容案について詳しくは、http://weekly.ahram.org eg/2011/1039/eg22.htm(二〇一一年六月二〇日)。 \*5 http://www.ikhwanweb.com/article.php?id=28633(二
- \*6 http://www.ikhwanonline.com/new/Articleaspx?SecID=211&ArtID=83451(二〇二一年六月二〇日)

〇一一年六月二〇日)

- \*7 http://www.ikhwanonline.com/new/Articleaspx?ArtID=84541&SecID=211(二〇一一年六月二〇日)
- 言である(横田 二○一○:九─一○)。 られる。それ以降の選挙綱領でも繰り返し述べられている文 られる。それ以降の選挙綱領においても同様の記述が見

#### ●参考文献

- ゆくえ』岩波書店。 川上泰徳(二○一一)『現地発エジプト革命──中東民主化の
- ラブの『民衆革命』はいつまで『新しく』あり得るか」『現酒井啓子(二〇一一)「エジプトの歓喜とリビアの悲劇――ア

代思想』三九 (四)、四〇—四五頁。

衆運動』ナカニシヤ出版。

ム法施行問題」『二○世紀研究』一一、一─二二頁。横田貴之(二○一○)「エジプト・ムスリム同胞団とイスラー

Lust-Okar, Ellen (2005) Structuring Conflict in the Arab World: Incumbents, Opponents, and Institutions, Structuring Conflic.

Cambridge: Cambridge University Press.

(よこた・たかゆき/日本大学国際関係学部)